

[illegible]

[illegible]

1-1. 令和3年度に推計対象とした排出源と対象化学物質(その3)

物質番号	対象化学物質名	1 その他以下	2 農薬	3 殺虫剤	4 殺菌剤	5 殺藻剤	6 殺菌剤・化虫品等	7 殺菌剤・化虫品等	8 防虫剤・消臭剤	9 汎用エンジン	10 たばこの煙	11 自動車	12 二輪車	13 特殊自動車	14 船舶	15 鉄道車両	16 航空機	17 水道	18 オゾン層破壊物質	19 ダイオキシン類	20 低含有毒物質	21 下水処理施設	22 一般廃棄物処理施設	23 産業廃棄物処理施設	殺菌剤	農薬以外の除草剤	医薬品以外の殺菌剤	難燃剤	防汚剤	ガソリン燃焼機器	その他
198	ジメトエート		●																			●									
199	CIフルオレスセント260																					●									
200	ジニトロトルエン																						●								
201	2, 4-ジニトロフェノール																														
202	ジピニルベンゼン	△																													
203	ジフェニルアミン	●																					●								
204	ジフェニルエーテル	×																													
205	1, 3-ジフェニルグアニジン	●																													
206	カルボスルファン		●																												
207	2, 6-ジニターシャリブチル-4-クレノール	●	●	●																			●								
208	2, 4-ジニターシャリブチルフェノール																						●								
209	ジプロモクロロメタン																	●					●								
210	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド																						●								
211	ハロゲン-2402																			●			●								
212	アセフェート		●																												
213	N, N-ジメチルアセトアミド	●	●																				●								
214	2, 4-ジメチルアニリン																														
215	2, 6-ジメチルアニリン																														
216	N, N-ジメチルアニリン	●																					●								
217	チオシクロラム		●																												
218	ジメチルアミン	●																					●								
219	ジメチルジスルフィド																														
220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	×																													
221	ベンゾカルブ		●																				●								
222	フェノチオカルブ																														
223	N, N-ジメチルデシルアミン	×																					●								
224	N, N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	●					●																●								×
225	トリクロロホン		●	●																											×
226	1, 1-ジメチルヒドラジン																														×
227	パラコート		●																							×					
228	3, 3'-ジメチルピフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート																														
229	チオファネートメチル		●																												
230	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラフェニレンジアミン	×																													
231	オルトトリジン																														
232	N, N-ジメチルホルムアミド	●																													×
233	フェントエート		●																												
234	臭素	●																													
235	臭素酸の水溶性塩	●																					●								
236	アイオキシニル	●	●																												
237	水銀及びその化合物	●																				●		●							
238	水素化テルフェニル	×																													
239	有機スズ化合物	●																													
240	スチレン	●				●	●																								△
241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩									●		●	●	●	●																×
242	セレン及びその化合物	●																													
243	ダイオキシン類																					●									
244	ダイオキシン類		●																												
245	チオ尿素	●																					●								
246	チオフェノール	△																					●								
247	ビラクロホス																														
248	ダイアジノン		●																												
249	クロルピリホス		●																												
250	イソキサチオン		●																												
251	フェニトロチオン	×																					●								
252	フェンチオン	×																													
253	プロフェノホス		●																												
254	イプロベンホス		●																												
255	デカブロモジフェニルエーテル	●																													
256	デカン酸	△																					●								
257	デカノール	△																					●								
258	ヘキサメチレンテトラミン	●																					●								
259	ジスルフィラム	●																					●								
260	クロタクロン	×	●																												
261	フサライド		●																												
262	テトラクロロエチレン	●																													
263	CFC-112																						●								
264	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラベンゾキノン																														
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸																														
266	テフルトリン		●																												
267	チオジカルブ		●																												
268	チウラム	●	●																												
269	イソフイール																														
270	テレフタル酸	●																					●								
271	テレフタル酸ジメチル	×																					●								×
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	●	●																				●	●							
273	ノルマルドデシルアルコール	●	●																				●								
274	ターシャリドデカンチオール	△																													
275	ドデシル硫酸ナトリウム	●	●	●				●															●								
276	テトラエチレンペンタミン	●																					●								
277	トリエチルアミン	●																					●								
278	トリエチレンテトラミン	●			</																										

[illegible]

[illegible]

注2:「すそ切り以下」のうち「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計」では、利用可能データ数が10件未満のものを推計対象から除外したが、本表においては以下のとおり割り振った。

②推計値があり、利用可能データ数が6～9のものが3用途以上 → ○

③推計値がなく、利用可能データ数の最大値が6件以上 → △

④推計値がなく、利用可能データ数の最大値が2～5件 → ×

⑤その他 → 空欄

注3: 塗料で“○”を付けた対象化学物質は、磨耗による排出が推計されていない(塗料ロスのみを推計した)。

注4: 推計していないものの寄与が小さいと考えられる場合(例: ヘリコプターの排気ガス)。本表においては「●: 今回推計した」と割り振った。